

女性活躍推進法に基づく放送大学学園一般事業主行動計画

女性が活躍でき、男女ともに仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境とするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：本部事務職員のうち課長補佐級以上の女性比率を30%以上とすることを旨す。
教育職員のうち副学長、附属図書館長、次世代教育研究開発センター長及び学習センター所長の職位にある者の女性比率を15%以上とすることを旨す。

<取組内容>

令和8年4月～

- 性別を問わず職員のキャリア形成を支援するため、ロールモデルとなる管理職を交えた職員対象の交流会を開催する。
- 育児・介護と仕事との両立支援に関する制度をポータルサイトに掲載し、採用時や研修、諸会議等を通じて全教職員に周知する。

目標2：職員1人当たりの月平均の時間外労働時間を常勤事務職員については13時間未満、期間業務職員については4時間未満とすることを旨す。

<取組内容>

令和8年4月～

- Web会議・ペーパーレス会議、電子決裁の推進、その他DX推進などの業務効率化の取組に加えて業務改革推進委員会を活用した業務改革の取組により、時間外勤務の縮減を図る。
- 週に1日を各課室の定時退勤日、もう1日を全体の定時退勤日とし、早期での退勤を促す。
- 管理職員は、日頃から業務の改善および職員の健康管理に十分配慮し、業務が円滑かつ効率的に遂行されるよう、必要に応じて適切な指導・助言を行い、時間外勤務が必要最小限となるよう努めるとともに、特定の職員に時間外勤務が偏ることのないよう、業務量を的確に把握し、適切な調整を行う。